

○性行不良による出席停止

・概要

- (1) 児童生徒の性行不良で、他の児童生徒の教育に妨げがあると認められる場合に地教委へ報告する。

・関係法令等

- (1) 学校教育法 第35条
- (2) 市町村学校管理規則

・事務処理

処 理 内 容	
確 認	対象児童（生徒）の性行について調査し、該当するかどうかの確認を行う
報告・具申	校長が、地教委へ意見の具申をする
聴 取	該当児童（生徒）の保護者から意見を聴取する
決定・通知	出席停止の決定をしたときは、該当児童（生徒）の保護者に対し、その理由・期間を文書にて通知する

・留意事項

- (1) 出席停止の措置の観点、本人に対する懲戒ではない。学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する観点から設けられているものであるため、地教委が行うものである。

以 下 余 白